

ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、県内への移住を希望又は検討し、現地活動を行った者に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(目的)

第2条 この補助金は、移住希望者が本県を訪れる際の交通費の一部を補助することで、より多くの移住希望者が実際に県内各地域を訪問し、面談や体験等を通じて理解を深める機会を創出し、本県への移住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者

県内への移住を希望又は検討している個人をいう。

(2) 現地活動

移住希望者による移住の実現に向けた県内への訪問活動をいう。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の条件、補助対象経費及び補助限度額は別表第1に定めるところとする。ただし、次に該当する者は補助対象外とする。

(1) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

2 前項において、同様の補助金等を他に受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(現地活動計画等の確認)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、現地活動の出発前に、計画を記載した現地活動計画兼報告書（第2号様式）を福島県移住推進員（以下「推進員」という。）へ提出するとともに、原則として推進員との面談により確認を受けるものとする。

2 申請者は、現地活動の帰着後に、実績を記載した現地活動計画兼報告書（第2号様式）を推進員へ提出して確認を受けるものとする。

3 前2項の書類の提出期限等は、それぞれ別表第2に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、現地活動の帰着日から30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次の書類を添えて、福島県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 前条による確認を受けた現地活動計画兼報告書(第2号様式)
- (2) 申請者の生年月日及び居住地を証する書類
- (3) 補助の対象となる経費の領収書等の写し
- (4) 振込口座預金通帳の写し

2 複数の移住希望者が同一の活動を行う場合においては、補助金の交付申請は、同一生計の移住希望者(以下「同行者」という。)に限り、一括して行うことができる。

3 同行者がいる場合、前項の書類に加え、同行者の生年月日及び居住地を証する書類を提出しなければならない。

4 補助金の交付を受けることができる回数は、1人当たり、1年度につき1回とする。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和5年4月1日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助対象者	18歳以上で、福島県外に居住する者のうち、福島県内への移住（二地域居住を含む。）を希望又は検討している者
補助対象となる現地活動期間	補助金の募集開始がされた日以降から、その年度の3月10日までの間
補助の条件	(1)仕事探し、(2)住まい探し、(3)移住に関する相談・調査のいずれかを行うために、福島県移住推進員との面談（注1）後に福島県内において現地活動を行い、かつ、市町村担当者又は市町村や県が指定する者のいずれか（注2）及び民間事業者等（注3）を訪問したこと。
補助対象経費	次に掲げる額（注4）の合計額 (A) 出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地までの交通費 (B) 福島県内の最後の目的地から帰着地（原則として自宅）までの交通費
補助額	別表第3の基準額を補助額の上限とし、基準額に満たない場合は補助対象経費の合計額（千円未満切捨て）を補助額とする。

（注1）面談が困難な場合は、電話、電子メール等による確認も可。

（注2）市町村の移住相談窓口の担当者、福島県移住コーディネーターなど。

（注3）就職や就農等の面接先、不動産事業者、移住後の活動において連携を想定している者（現地活動先の地域住民や移住者）など。

（注4）公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料とし、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外。

別表第2（第5条関係）

提出書類	提出期限	備考
計画を記載した 現地活動計画兼報告書 （第2号様式）	原則として現地活動 の出発日の10日前 （土日・祝日・年末 年始を除く）まで	現地活動の出発日の5日前まで に、福島県移住推進員との面談 等により、内容の確認を受ける こと。
実績を記載した 現地活動計画兼報告書 （第2号様式）	原則として現地活動 の帰着日の10日後 まで	福島県移住推進員から内容確認 の連絡を受けた後、第6条に基 づく補助金の交付申請を行うこ と。

別表第3

ふくしま移住希望者支援交通費補助金 基準額（補助上限額）

（単位：円）

出発地		基準額 (補助上限額)	出発地		基準額 (補助上限額)
地方	都道府県		地方	都道府県	
北海道	北海道	24,000	近畿	大阪府	21,000
東北	青森県	12,000		京都府	20,000
	岩手県	8,000		兵庫県	21,000
	宮城県	3,000		滋賀県	20,000
	秋田県	12,000		奈良県	21,000
	山形県	2,000		和歌山県	21,000
北関東	茨城県	5,000	中国	鳥取県	26,000
	栃木県	6,000		島根県	27,000
	群馬県	11,000		岡山県	23,000
首都圏	埼玉県	8,000		広島県	25,000
	千葉県	9,000		山口県	27,000
	東京都	8,000	四国	徳島県	27,000
神奈川県	10,000	香川県		25,000	
甲信越	山梨県	12,000		愛媛県	28,000
	新潟県	17,000		高知県	27,000
	長野県	14,000	九州	福岡県	29,000
北陸	富山県	19,000		佐賀県	30,000
	石川県	20,000		長崎県	33,000
	福井県	21,000		熊本県	33,000
東海	愛知県	18,000		大分県	31,000
	岐阜県	18,000		宮崎県	34,000
	静岡県	14,000	鹿児島県	36,000	
	三重県	20,000	沖縄	沖縄県	38,000

- ①出発地の都道府県ごとに表のとおり基準額（補助上限額）を設けます。
- ②補助対象経費が基準額以上の場合は、基準額が補助金額となります。
（例）補助対象経費9,500円 基準額8,000円 → 補助金額8,000円
- ③補助対象経費が基準額未満の場合は、その額の千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。
（例）補助対象経費6,700円 基準額8,000円 → 補助金額6,000円
- ④福島空港を利用した場合は、基準額に5,000円を加算します。
（例）伊丹空港から福島空港までの定期便を利用した場合
補助対象経費35,700円 基準額26,000円（21,000円＋加算額5,000円）
→ 補助金額26,000円